

**改正**

平成30年2月9日告示第7号

芦屋町ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

**第1条** 芦屋町有料広告掲載規則（平成22年規則第29号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、芦屋町ホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項は、規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(広告の種類)

**第2条** 広告の種類は、画像をクリックすることによってリンク先のページを表示させるバナー広告とする。

(広告の範囲)

**第3条** 広告及びそのリンク先のページの内容が、規則第3条のいずれかに該当するときは、掲載しない。

(広告の掲載位置等)

**第4条** 広告を掲載する位置は、ホームページのトップページで町が指定した位置とする。

2 広告の掲載可能枠数は、8枠以下とする。

3 前項の規定にかかわらず、広告掲載希望者の数が同項に規定する枠数を超えるときは、バナーの増設により広告掲載を行うことができるものとする。

(広告の規格)

**第5条** 広告1枠の規格は、次のとおりとする。

(1) 大きさ 縦50ピクセル×横190ピクセル

(2) 形式 G I F、J P E G、P N G

(3) データ容量 10K B以下

(禁止表現)

**第6条** 次のバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解や不快感を与えたりするおそれがあるため禁止とする。

(1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン

(2) アラートマーク

- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）
- (6) 高速振動、高速点滅イメージ
- (7) コントラストの強い画面の反転表示が継続するもの
- (8) ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同されるおそれのある表現、色調又は書体を使用するもの
- (9) アニメーションG I F及びF L A S Hを用いた表現  
(広告の掲載期間)

**第7条** 広告の掲載期間は、原則として、各月の1日から末日までの1ヶ月単位とし、連続する掲載期間は最長12ヶ月とする。ただし、更新を妨げない。

(広告掲載期間内の障害の発生等)

**第8条** 広告掲載期間内に、町サーバー等のメンテナンス以外の理由で24時間以上ホームページを閉鎖したときは、閉鎖時間24時間を1日として、広告掲載期間の延長を行うことができる。

2 前項の場合において、閉鎖時間が24時間に満たないとき、町は責任を負わないものとする。

(広告掲載の申込み)

**第9条** 芦屋町ホームページに広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、掲載希望月の前月（以下「前月」という。）の1日（1日が土曜日、日曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）の場合は、その直前の平日）までに、芦屋町ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に規則第7条に規定する広告の原案（電子データを含む。）を添えて、申し込むものとする。

(掲載の決定等)

**第10条** 町長は、規則第8条に規定する決定をしたときは、すみやかに芦屋町ホームページ広告掲載決定通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとし、芦屋町ホームページ広告掲載承諾書（様式第3号）をもって契約締結を行うものとする。

(広告掲載料)

**第11条** 広告掲載料は、1枠1ヶ月あたり5千円とし、12ヶ月連続して掲載する場合は、1枠5万円とする。

2 前項の広告掲載料には消費税及び地方消費税を含む。

3 前条の規定により広告掲載の決定を受けたものは、広告掲載料を前月の25日（25日が土曜日、

日曜日又は祝日の場合は、その直前の平日) まで一括して納入するものとする。

(疑義等)

**第12条** この要綱に定めのない事項又は疑義が生じたときは、協議の上、決定するものとする。

**附 則**

この告示は、公示の日から施行し、平成23年2月1日以後のホームページへの掲載から適用する。

**附 則** (平成30年2月9日告示第7号)

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この告示の施行の前においても、必要な準備行為をすることができる。